平成２７年（フ）第７号
愛媛県宇和島市栄町港３丁目４番16号　ＶＩＬＬＥＴＴＡ栄町202
債務者　松浦　真一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第７０号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6932番地　有料老人ホーム福助、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字田尻607番地
債務者　與倉　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８１号
宮崎市天満１丁目５番27号　ペスカコート天満208号
債務者　谷口　英文
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
長野県駒ヶ根市下平3273番地２
債務者　赤羽根直子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１０号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7503番地５
債務者　糸永　雅文
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１１号
長野県伊那市東春近2687番地１
債務者　酒井　春樹
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１２号
長野県伊那市西箕輪3900番地786
債務者　山口いつか
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県豊岡市高屋350番地市営高屋住宅Ｂ棟502号室、前住所兵庫県豊岡市香住1183番地の30
債務者　杉本　一文
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５号
奈良県吉野郡大淀町大字土田507番地の302、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字保津164番地の６
債務者　太田いづみ（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１２０号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1651番地１、前住所熊本県菊池郡大津町大字陣内1227番地２
債務者　市原　榮子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１号
熊本市北区楠７―15―26　レオパレス武蔵ヶ丘102、住民票上の住所熊本県合志市須屋1453番地２
債務者　今鶴　美子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
長崎県佐世保市天神５丁目23番31号、前住所長崎県佐世保市大黒町303番地　大黒アパートＢ―１
債務者　吉牟田真紀
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
愛知県豊川市伊奈町大門85番地　サンライズ只野101号
債務者　老平　治泰
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４３号
愛知県豊川市伊奈町出口71番地２　メゾンミユキＦ棟、従前の住所愛知県豊橋市三ツ相町67番地　Ｂ―１
債務者　井口　朱峰（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４５号
愛知県豊川市弥生町２丁目39番地　コーポ弥生３号
債務者　牧野　京子（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４７号
愛知県豊川市小坂井町野地56番地　トライアングル103号、従前の住所愛知県豊橋市森岡町11番地11　102
債務者　藤澤　隆人
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部